

小型船舶操縦者に関する整理について

【 論点 】

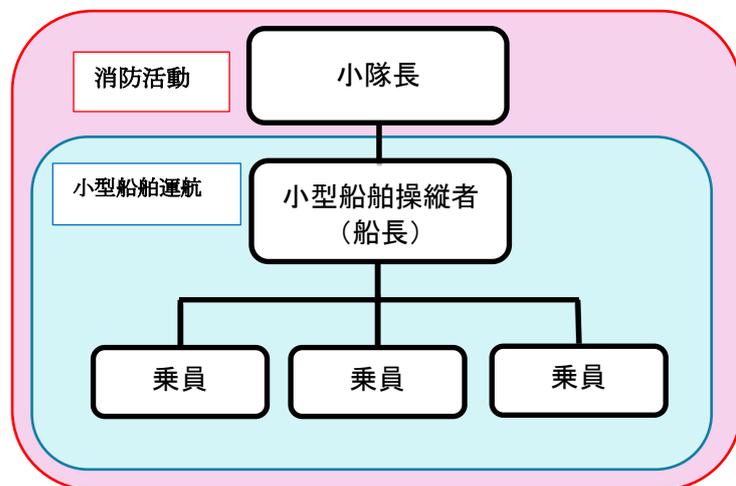
- ① 小隊長と小型船舶操縦者の分離について整理が必要。
- ② 小型船舶操縦者の呼称について整理が必要。

① p 8、第1章 第1節 第1「小隊長と操縦者（船長）の分離」について以下の様に修正する。

第1節 小型船舶操縦者としての心構え

第1 小隊長と小型船舶操縦者（船長）の分離

小型船舶による安全で効果的な救助活動を実施するうえで、小型船舶操縦者（**船長**以下「操縦者」という。）の果たすべき役割は非常に大きい。消防活動は小隊長が指揮を執り、消防活動全般の判断と責任を負う。しかし、小型船舶の運航に関しては、**小型船舶操縦者（船長）**が運航の責任と法的責任を負うとともに、乗員の安全に対しても責任を負う。そのため**小型船舶操縦者（船長）**が、的確な状況判断に基づき**乗船員**（小隊長を含む）に対し明確な指示を出し、小隊長はその判断を尊重することが求められる。



また、**乗船員**は、全てを**小型船舶操縦者（船長）**に頼るのではなく、自らも知識、技術の向上に努め、**小型船舶操縦者（船長）**をサポートし、チーム一丸となって安全で効果的な救助活動を実施することが、プロフェッショナルとして必要な要素となる。

船舶職員及び小型船舶操縦者法 第二条 4

この法律において、「小型船舶操縦者」とは、小型船舶の船長をいう。

② 小型船舶操縦者の呼称について

「ドライバー」か「オペレーター」か。